

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 平成30年 6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト縮減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
13	<p>(事業名・地区) 吉田川 総合流域防災事業</p> <p>(事業位置) 安来市飯島町 ～折坂町</p> <p>(事業費) 3,694,000 千円</p> <p>(事業概要) 全体延長 L=8,030m 築堤、掘削、護岸 橋梁、樋門</p> <p>(事業主体の根拠) 河川法第9条2項</p> <p>(再評価区分) ④再評価実施後5年経過している継続中の事業</p> <p>(担当部課名) 土木部河川課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度：昭和27年度 用地着手年度：昭和27年度 工事着手年度：昭和27年度 完了予定年度：平成36年度 経過年数：67年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 進捗率：86% 用地：100% 工事：83%</p> <p>平成36年度完了予定</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 吉田川流域は古くから水害に悩まされ、特に昭和9年、20年、26年において、家屋・農地等の浸水被害が頻発した。 このため、洪水被害防止を目的とした河川改修が必要になった。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 本河川は、能義平野のほぼ中央を流下するもので、上流～中流部の河川周辺は県下有数の穀倉地帯となっており、下流部は国道9号沿道に住宅地が形成されている。 また、上流部で実施されていた圃場整備事業も平成19年度で完了となったが、用排水機能の点からも重要な役割を担っている。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 現在までに約6.8kmの改修を終え、上流部1.2kmの改修を残すのみとなっている。 地元から、特に未改修である上流部において事業の早期完成が熱望されている。</p>	<p>(費用対効果) b/c=4.92</p> <p>(コスト縮減・代替案等) 現河川を最大限利用する線形としており、事業実施においても、発生残土の有効利用等によりコスト縮減を図る。</p> <p>(その他の効果) 本事業における河積の拡大による水害防止と共に、圃場整備事業における排水機場の整備と相まって、当該地区の内水による浸水被害の軽減が図られる。</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 使用機械の選定、濁水流出対策等により、改修工事による生活環境への影響を最小限とする。 また、河道を広げ低水路を設置することにより、河床部への植生復元や水深確保を図り、多様な生態の生息環境を創出する。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 既に計画区間の8割以上が完成し、流下能力の増大が確保されている。 しかし、上流の未改修区間については、現況流下能力が著しく乏しいため、浸水被害が頻発する可能性がある。 また、完了した当該地区の圃場整備事業による排水計画にも支障を生じる恐れがある。</p> <p>・浸水被害履歴 S9、20、26、39、47、56 H7、9、23</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 現況流下能力が著しく低く、浸水被害の解消が図れないことから、治水対策を継続することは必要である。 用地買収は完了しており、引き続き流下能力が著しく乏しい上流部の改修を進め、早期の完成を図る。</p>

吉田川 総合流域防災事業

河川概要

吉田川は、能義平野のほぼ中央を流下するもので、上流～中流部は県下有数の穀倉地帯となっており、下流部は国道9号沿道に住宅地が形成されている。

流域では古くから水害に悩まされ、特に昭和9年、20年、26年において、家屋・農地等の浸水被害が頻発しており、洪水被害防止を目的とした河川改修が必要とされている。

事業概要

1. 河道の拡幅・掘削により、著しく不足する流下能力を向上し、頻発する浸水被害の解消を図る。
2. 市道改良（歩道整備）事業と連携して橋梁架け替えを行い、通学路の安全を確保する。
3. 上流部沿川における圃場整備事業と連携して内水による浸水被害を軽減する。



①出水状況 (H23.9)



②改修後状況 (H30.5)



標準断面図

